

広島県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十日

広島県知事 横 田 美 香

### 広島県規則第三十三号

#### 広島県税規則等の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公示送達の様式) 第十七条 知事又は県税事務所長は、 <u>法第二十条の二</u> の規定による公示送達を行う場合は、別記様式第二十七号によつて、 <u>公告</u> するものとする。	(公示送達のための掲示の様式) 第十七条 知事又は県税事務所長は、 <u>法第二十条の二第二項</u> の規定による公示送達を行う場合は、別記様式第二十七号によつて、 <u>掲示</u> するものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第 27 号 (第 17 条関係)

公 告

次の書類については、送達不能でした。ついては、  
当該書類は 広島県知事 が保管していますから、  
(広島県 県税事務所長)  
いつでも送達を受けるべき者に交付します。  
地方税法第20条の2の規定により公告します。

年 月 日

広島県知事 印  
(広島県 県税事務所長)

送達を受けるべき者の氏名 (名称)	送達すべき書類を特定するために必要な情報			
中 欄 省 略				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改正前

様式第 27 号 (第 17 条関係)

公 告

次の書類については、次の理由によつて送達不能でした。ついては、  
当該書類は 広島県知事 が保管していますから、  
(広島県 県税事務所長)  
いつでも送達を受けるべき者に交付します。  
地方税法第20条の2第2項の規定により公告します。

年 月 日

広島県知事 印  
(広島県 県税事務所長)

送達すべき書類名	送達を受けるべき者		区 分				理 由
	住 所 (所在地)	氏 名 (名称)					
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
中 欄 省 略							
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、広島県税事務取扱規則別記様式第8号と複写式に印刷する。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第8号（第4条関係）

公示送達決議簿

(略)

次の書類については、送達不能だったので、地方税法第20条の2の規定により公告する。

(略)	公告終了 年月日	年月日
-----	-------------	-----

送達を受けるべき者の氏名 (名称)	送達すべき書類を特定するために必要な情報			
中 欄 省 略				

(注) 送達すべき書類を特定するために必要な情報欄には、書類によつて根拠法令、番号（納税通知書番号等）、年度、期別等の必要事項を記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

改正前

様式第8号（第4条関係）

公示送達決議簿

(略)

次の書類については、次の理由によつて送達不能だったので、地方税法第20条の2第2項の規定により公告する。

(略)
-----

送達すべき書類名	送達を受けるべき者		区 分				理 由
	住 所 (所在地)	氏 名 (名称)					
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	
中 欄 省 略							
			-	-	-	-	
			-	-	-	-	

(注) 区分欄には、書類によつて税目、年度、期別等の必要事項を記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第27号と複写式に印刷する。

(地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則(平成二十七年広島県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>第三条 (課税免除及び不均一課税の申請) 一―四 (略) 五 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条の五第六項に規定する償却費の額の計算に関する明細書又は同法第四十二条の十二第五項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の写し</p>	<p>2 (略)</p> <p>第三条 (課税免除及び不均一課税の申請) 一―四 (略) 五 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条の四の二第五項に規定する償却費の額の計算に関する明細書又は同法第四十二条の十一の三第四項若しくは第六十八条の十五第五項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の写し</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第2号（第3条関係）

(略)
固定資産の取得価格の明細書
(略)
(略)

(注) 1 (略)

2 「固定資産」欄には、租税特別措置法第10条の5第6項に規定する償却費の額の計算に関する明細書又は同法第42条の12第5項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の写しとの照合ができるよう記入してください。

3 (略)

備考 (略)

改正前

別記様式第2号（第3条関係）

(略)
固定資産の取得価格の明細書
(略)
(略)

(注) 1 (略)

2 「固定資産」欄には、租税特別措置法第10条の4の2第5項に規定する償却費の額の計算に関する明細書又は同法第42条の11の3第4項若しくは第68条の15第5項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の写しとの照合ができるよう記入してください。

3 (略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。